

## 第4章 施策

### 第1節 施策体系

#### I サークュラーエコノミー(循環経済)の推進

##### 1 企業と連携した資源循環の推進

###### (1) 県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換の促進

###### ア サークュラーエコノミー型ビジネスへの転換

環境保全と経済成長の両立を目指すサーキュラーエコノミーへの参入をビジネスチャンスと捉え、技術相談から事業化、販路開拓までワンストップで支援する「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を拠点に、県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換を促進します。

###### イ サークュラーエコノミー関連を含む成長産業の誘致

「埼玉県企業誘致戦略(令和7年4月策定)」に基づき、労働生産性の向上に寄与し、DXやGX(サーキュラーエコノミー関連を含む)を促進する成長産業企業の誘致に市町村と連携して取り組むとともに、有望なスタートアップ企業の開拓・育成を進めます。

###### (2) 廃棄物の再資源化の推進

###### ア 廃棄物の再資源化技術の高度化

再生材の活用を希望する企業等のニーズに対応した品質や量を確保できるよう、廃棄物処理業者等のリサイクル技術の高度化を支援し、優れた技術を普及させることにより、付加価値の高い再資源化を広げていきます。

###### イ リチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進

今後発生量の増加が見込まれるリチウムイオン電池や太陽光パネルについて、市町村や企業と連携し、回収・再資源化ルートを構築することにより、金属等貴重な資源の循環を進めます。

##### 2 サークュラーエコノミー型製品・サービスの利用促進

サーキュラーエコノミー型製品・サービスの市場を拡大するため、認定制度やロゴマーク等の活用、優れた製品等の情報発信・販路拡大に取り組み、環境価値の高い製品等を選択しやすい環境をつくとともに、サーキュラーエコノミーに対する理解を深める普及啓発を強化し、企業や消費者の行動変容を促します。

#### II 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

##### 1 リデュース・リユースの推進

###### (1) ごみを減らすライフスタイルへの転換促進

家庭からのごみの排出量を削減するため、県民一人ひとりがごみの発生を抑制する工夫や実践を行えるよう、ホームページやイベント、県政出前講座など様々な機会を通じた啓発を行います。

## (2)食品ロス対策の推進

### ア 家庭系食品ロス削減に向けた取組

県政出前講座やイベントなどを通じて食品ロスに対する理解を深めるとともに、すぐに飲食するものは商品棚の手前から購入するなどの消費行動の促進により、手つかずのまま捨てられる食品、食べ残し等の削減を図ります。

また、「九都県市首脳会議廃棄物問題対策検討会」を通じて、食品製造や小売り・外食の多くの事業者と連携して、広域的な情報発信を行います。

### イ 事業系食品ロス削減に向けた取組

事業系食品ロスについては、外食産業からの排出量が増加傾向にあります。そのため、食品ロス削減につながる取組として、小盛りやハーフサイズなど柔軟な対応を行う飲食店等を登録する活動を拡大します。

また、食べ残しが発生しやすい宴会等において「食べきり」を呼び掛ける習慣を根付かせるとともに、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づく取組を飲食店に広げていきます。

### ウ 食品の有効活用に向けた取組

市町村や社会福祉協議会、事業者等と連携し、職場や家庭で余っている食品を提供するフードドライブを実施するとともに、未利用食品を提供するフードバンク活動等に対する理解醸成を図ります。

また、災害用備蓄食料の更新時期や季節限定商品の入替時期に合わせて、フードバンク団体等とマッチングを行うなど、食料品の有効活用を図ります。

## (3)環境教育等を通じた3R行動の推進

市町村、事業者、環境保全活動団体などと連携して、県民を対象とした環境教育、普及啓発を実施し、使い捨て製品や無駄なものを買わない、リユース品・リサイクル品を購入する、ごみを分別排出するといった3R行動を推進します。

ごみの散乱防止や地域の環境美化を推進するため、地域清掃活動団体の活動を支援するとともに、市町村や関係機関などが取り組む先進的事例を収集し、参考情報として、フィードバックするなど、市町村の取組への支援を推進します。

## 2 廃棄物の循環利用の推進

### (1)建設廃棄物等の再資源化の推進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、解体工事等での分別解体を徹底し、建設廃棄物の再資源化を推進します。

また、自動車、容器包装、家電、食品、小型家電など各種リサイクル法の円滑な実施に向け、普及啓発や情報提供、必要な連絡調整等を行います。

### (2)市町村による循環利用の促進

プラスチック類、衣料品、食用油や剪定枝など家庭や事業者から排出される一般廃棄物について、発生抑制や再使用を最優先に、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが進むよう、市町村や関係機関などが取

り組む先進的事例を収集し、参考情報としてフィードバックするなど、市町村の取組への支援を推進します。

### (3)環境教育等を通じた3R行動の推進(再掲)

### (4)セメント原料化等による再資源化の推進

一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰やばいじん、下水処理場で発生する焼却灰や脱水ケーキ、浄水場から発生する浄水発生土等を、県内セメント工場でセメント原料化するほか、肥料や園芸用土等に再生利用することで再資源化と最終処分量の削減を図ります。

### (5)彩の国資源循環工場・環境整備センターを拠点とした資源循環の推進

先端技術を持ったリサイクル企業が多く集積する「彩の国資源循環工場」において、民間の経営力、技術力が最大限発揮できるよう、立地企業が事業活動しやすい環境づくりを進めるとともに、工場見学などを開催し、広く県民の理解を進めます。

また、環境整備センターの埋立跡地に資源循環農場・公園を整備し、来場者の資源循環に対する理解促進を図ります。

## 3 バイオマス資源の有効活用の推進

### (1)農山村バイオマスの利活用

家畜排せつ物、食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源について、エネルギーも含めた利活用促進を図ります。

また、木質バイオマスについて、製材端材、間伐材などから木質ペレットや木材チップを製造し、暖房・給湯等の熱利用設備や発電機の燃料として活用する取組を支援します。

### (2)下水汚泥の有効活用の推進

下水処理場から発生する汚泥について、バイオガスや固形燃料化などとして再生利用を進めます。また、やむを得ず焼却する場合においても、発生する熱を利用した廃熱発電の導入などエネルギーとして有効活用を図ります。

### (3)廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用の促進

市町村等が一般廃棄物処理施設を新設・更新・改修する際における、発電施設等の熱回収を行う設備の導入に向けて、技術的助言や交付金の適用などの財政負担軽減に関する助言を行い、一般廃棄物処理施設における熱回収を促進します。

脱炭素化の推進の観点からも廃棄物の発生抑制を進めるとともに、再使用・再生利用を推進します。その上で、なお残る廃棄物について、廃棄物の焼却時における熱回収や、食品廃棄物をはじめとする廃棄物系バイオマスのメタン発酵で得られるメタンの回収及びこれを用いた発電や燃料としての利用等を推進します。

## 4 県による率先行動の推進

### (1) グリーン購入の推進

「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」を定めるとともに、本方針に基づきリサイクル製品など環境に配慮したものの、優先的な購入を進めます。

### (2) エコオフィス化の推進

庁内 LAN を活用して使用しなくなった備品や消耗品の再利用を推進します。

また、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進により、紙などのオフィスから発生するごみの削減を図ります。

さらに、庁内から出たごみは分別を徹底し、インクカートリッジやクリアファイルを再生用に回収するなど、リサイクルを推進します。

### (3) 環境に配慮した公共事業の推進

県の建設工事等の実施に当たっては、以下のとおり環境に配慮します。

- ① 建設廃棄物の発生抑制、再資源化を推進する。
- ② 耐久性が高く、再資源化しやすい資材や再生材等を選定する。
- ③ 建築物や工作物の解体等工事時は、PCB 含有機器の有無や石綿含有建材の有無を事前調査し、適正に処理する。

なお、県の建設工事において再生材を利用する際は、「アスファルト混合物事前審査制度」の運用等により、安全性や品質に配慮します。

## III 廃棄物の適正処理の推進

### 1 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導

#### (1) 排出事業者への指導強化

排出事業者への立入指導等を強化し、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規程の遵守の徹底を図ります。

##### ア 事業系一般廃棄物の排出事業者への立入指導等

事業系一般廃棄物の排出を抑制するため、市町村等と協働して事業者へ立入し、ごみの削減や分別の徹底について指導を行います。指導の際には、排出した廃棄物をできる限り再生利用につなげるため、廃棄物処理法第 20 条の2に基づき登録された廃棄物再生事業者の情報を提供します。

研修会等を通じ、ごみ処理施設における搬入物検査や啓発方法、事業者の優良な取組事例といった排出削減対策に必要な情報を提供して市町村を支援します。

##### イ 産業廃棄物の排出事業者への立入指導等

産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、排出事業者に対して立入指導を行います。特に排出量の多い建設廃棄物については、その適正処理の徹底を図るため、建物リサイクル法に基づき建設廃棄物が発生する解体現場への立入検査や一斉パトロール等を実施します。

また、産業廃棄物に係る制度や処理技術等の動向を情報提供するため、排出事業者向けの講習会を開

催します。産業廃棄物の処理状況を容易に確認することができる電子マニフェストについてその普及拡大を推進します。

## (2) 廃棄物処理業者等への適正処理の徹底

排出事業者や廃棄物処理業者に対し立入検査等を行い、廃棄物処理法に定める委託基準や処理基準等の違反を確認した場合には、口頭又は文書により改善を指導します。

排出事業者や廃棄物処理業者が指導に従わない場合は、改善命令や業務停止・許可取消等の行政処分を行うなど、厳正に対処します。

また、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と連携し、AI、IoT の活用等による廃棄物処理工程の高効率化や産業廃棄物処理業界のイメージアップ等につながる優秀な取組の表彰などにより、人材育成や人材不足の解消につなげます。

## (3) 廃棄物処理施設への立入指導等

廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設の適正な使用・維持管理を指導します。

また、許可を受けた焼却施設や最終処分場について、一般廃棄物処理施設は5年ごと、産業廃棄物処理施設は5年3か月以内に定期検査を行い、施設が技術上の基準に適合し、設置時同様に適正に稼働できる状態であることを確認します。

## (4) し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等

下水道普及率や合併処理浄化槽への転換状況などを踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を推進します。より高度な水処理、汚泥再資源化、広域的な処理について、市町村に情報提供や助言を行います。

## (5) 廃棄物に関する適正な審査

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可申請について、適正な審査を行います。

また、産業廃棄物処理業者による適正な廃棄物処理や法令遵守を徹底するため、通常の許可基準より厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の利用を促進します。

## (6) 廃棄物処理施設の適正な整備の促進

廃棄物処理施設について、都市計画上の工業系用途地域への整備を促進します。特に、産業団地の整備を進める市町村に対し、廃棄物処理施設の立地を働き掛けます。

## 2 不法投棄防止対策等の徹底

### (1) 不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応

家屋解体現場への立入検査や廃棄物運搬車両の路上検査により、不法投棄の未然防止を図ります。

また、不法投棄 110 番及び不法投棄通報管理システムの運用や民間委託による休日夜間監視パトロールの実施により不法投棄を早期発見し、市町村職員への県職員併任制度の運用により早期対応を図ります。

さらに、不法投棄の行為者等に対しては、行政処分や警察への告発などを検討し、厳正に対処します。生活環境の保全に支障が生じるおそれがある場合には、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会、県及び市町村が共同で設置するさいたま環境整備事業推進積立金(通称:けやき積立金)を活用し、撤去することを検討します。

## (2) 廃棄物対策における広域連携

産業廃棄物の広域事案については、他の自治体と連携して対応する必要があるため、県内外の自治体と協議会等を開催し、情報共有を行います。

また、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、37自治体で構成する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム)や九都県市首脳会議と協同して、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行います。

## 3 有害廃棄物等の適正処理の徹底

### (1) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の徹底

PCB廃棄物の保管事業者に対して、適正な保管や処理について指導を行います。

### (2) 石綿廃棄物の適正処理の徹底

石綿廃棄物の飛散による健康被害を防止するため、大気汚染防止法や建設リサイクル法に基づく届出等のある建築物解体工事現場などへの立入検査を実施し、石綿の飛散防止対策や石綿廃棄物の適正処理等を監視・指導します。

また、災害発生時には石綿が大量に発生することが想定されるため、飛散防止の観点から環境モニタリング等を実施し、監視を行います。

### (3) 家庭から排出されるリチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進

近年、市町村のごみ処理施設において家庭から排出されたリチウムイオン電池や、リチウムイオン電池を使用した製品に起因する火災事故が増加傾向にあります。市町村と連携して県民に分別排出の徹底を呼び掛けるとともに、リチウムイオン電池の分別回収や、再資源化ルートの構築を進めます。

また、市町村において処理することが困難な一般廃棄物(適正処理困難物)について、県内市町村等と県で構成される埼玉県清掃行政研究協議会において検討を行うなど、適正な処理体制の構築を進めます。

さらに、届出によって産業廃棄物処理施設で一般廃棄物の処理が可能になる廃棄物処理法の特例制度を活用して、地域の産業廃棄物処理施設を活用した処理を促進します。

### (4) 使用済み太陽光パネルの適正処理の推進

固定価格買取(FIT)制度の下で導入が進んだ太陽光パネルは、2030(令和12)年以降大量に廃棄されることが予想されており、最終処分場がひっ迫するおそれがあります。

使用済み太陽光パネルの再資源化に係る処理体制の確立を進め、ガラス等の再生品の需要創出に取り組みます。

## 4 安全・安心な最終処分場の運営・研究

### (1)安全・安心な県営最終処分場の運営

県営最終処分場「環境整備センター」について、放流水の水質検査結果などの環境調査結果を公表し、埋立地に漏水検知システムを導入するなど、環境保全対策を第一に考え、安全・安心かつ透明性の高い運営を行います。

また、環境整備センターの埋立跡地にサーキュラーエコノミーの実践や地域振興を図る農場・公園を整備します。

### (2)安全・安心な最終処分場の効率的な運営に資する研究

埼玉県環境科学国際センターにおいて、最終処分場から発生するガスの監視方法など、安全・安心な県営最終処分場の運営に資する研究を行います。

また、これら研究成果を市町村等との会議や学会等を通じて県内外に情報発信し、県内市町村が有する最終処分場の管理・運営に役立てます。

## IV 災害廃棄物への対応力強化

### 1 災害廃棄物処理の体制強化

#### (1)災害廃棄物処理計画の実効性の確保

市町村が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、発災後、適時に必要な業務を実施できるよう、災害発生時におけるタイムライン等の情報提供や図上訓練を実施等により市町村を支援します。

また、市町村等や関係団体と災害廃棄物処理の情報交換を密にし、処理施設や仮置場候補地など処理に必要な情報を共有します。

県においても、平成 29 年 3 月に策定した「災害廃棄物処理対策指針」の点検を行うとともに、県の地域防災計画や被害想定が見直された場合など、状況の変化に応じて、見直しを行っていきます。

#### (2)関係団体・事業者との連携強化

埼玉県清掃行政研究協議会を中心に、埼玉県一般廃棄物連合会や一般社団法人埼玉県環境産業振興協会などの関係団体と連携した協力体制を構築します。また、研修や図上訓練を通じて、関係機関相互の連携の強化を図ります。

県は広域的な処理を円滑に行うための調整機能を果たす役割を担い、発災時には市町村で発生した災害廃棄物の量や自区内処理の可否等を情報収集し、円滑な対応のため国や近隣都県、関係団体などの関係者間の情報共有に努めます。

### 2 施設の活用と処理能力の確保

#### (1)産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の円滑な処理

災害廃棄物の円滑な処理に向けて、市町村等に対し、産業廃棄物処理施設の活用について、情報提供や技術的な助言を行います。

## (2) 廃棄物処理施設の強靱化

廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策として、市町村がごみ処理施設を新設、更新又は改修する際に、情報提供や助言を行い、耐震化や雨水流入対策を促します。

また、発災時に地域の災害対策拠点として機能できるよう発電設備等の導入を促します。

# V 市町村のごみ処理体制の整備促進

## 1 市町村のごみ処理体制の整備促進

### (1) ごみ処理の広域化・集約化の推進

第9次廃棄物処理基本計画において示した「21ブロックの枠内で焼却施設の処理能力150～300t/日程度の施設への集約化を目指す」方針を継続し、令和12年度末に焼却施設の数39施設、処理能力を8,374t/日まで集約化します。

また、令和6年3月の通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」において、令和32年度までに1日当たりの焼却能力300t以上の施設の割合を増やす方針が示されていることから、令和32年度末までに32施設への集約化を目指します。さらに、資源化施設についても、21ブロックの枠内で集約化を図り、令和12年度末に67施設、1,767t/日、令和32年度末までに50施設、1,724t/日を目指します。

広域化・集約化を進めるため、一般廃棄物処理施設の更新を行う際に、市町村等に対し、循環型社会形成推進交付金等に関する情報提供や技術的な助言を行います。

また、埼玉県清掃行政研究協議会の地域ブロックの枠組みを活用し、市町村間の情報共有・意見交換の場を設けます。

さらに、広域化・集約化を検討する市町村に対し職員を派遣するなどし、循環型社会形成推進地域計画への助言や市町村間の調整を行います。

### (2) ごみ処理会計制度の導入、ごみ処理の有料化の促進

一般廃棄物処理施設の整備や運営などを安定的かつ効率的に実施するため、処理施設更新の際、一般廃棄物会計の導入や廃棄物処理の有料化について、市町村等に情報提供や技術的な助言を行い、導入を促します。

### (3) ごみのふれあい収集、戸別収集、集団回収の促進

家庭ごみなどをごみ集積場所(ステーション)へ運ぶことが困難な高齢者等を支援するため、収集作業員が戸別訪問し、家庭ごみなどを収集する「ふれあい収集」「戸別収集」の事例を市町村等に周知し、導入を促します。

また、資源の有効利用を進めるため、古紙や空き缶など資源となる廃棄物の集団回収の導入を促します。

### (4) ごみ処理における人材不足の解消

埼玉県一般廃棄物連合会と連携し、廃棄物処理に尽力された方や優秀な取組の表彰を行うほか、一般廃棄物収集運搬業務の適切な価格転嫁に向けた支援などにより、ごみ処理に携わる人材の育成・確保を図ります。